

第 27 回参議院議員通常選挙啓発業務に係る企画コンペ説明会

〔 日時：令和 7 年 4 月 10 日（木）午前 11 時 00 分～
場所：県庁行政庁舎 9 階 9－A－1 会議室 〕

< 会 次 第 >

- 1 開会
- 2 説明
- 3 質疑応答
- 4 閉会

説 明 資 料

1	啓発業務企画コンペ概要（啓発業務委託に関する個別事項）	P 1
2	啓発業務委託仕様書（案）	P 4
3	啓発事業スケジュール（モデル）	P 5
4	（参考）ポスター配布計画	P 6
5	（参考）啓発物資一覧（県関係機関分）	P 7
6	（参考）啓発物資一覧（市町村分）	P 8
7	（参考）若者意識調査（概要）	P 9

第 27 回参議院議員通常選挙啓発業務企画コンペ概要

1 目的

近年における選挙については、30 歳代までの若年層を中心に、低投票率の傾向にあり、第 27 回参議院議員通常においても、同様の傾向が危惧される。

については、主として、18・19 歳を含む若年層の選挙への関心を高め、投票率向上に効果的な選挙啓発を企画し、広く県民に対し投票日の周知や棄権防止等と呼びかける。

特に、これまでの選挙啓発に係るフォローアップ調査の結果を踏まえ、若年層へ向けた啓発として効果的であると考えられる SNS 広告等に重点をおいた啓発を展開する。

2 コンセプト

- (1) 投票日の周知及び棄権防止
- (2) 主として若年層の印象度が高められるような内容
- (3) 投票制度の周知（期日前投票制度、不在者投票制度等）

○ 企画の中心は、テレビCM、ポスター及びインターネット啓発である。

上記(1)～(3)の要素を盛り込み、主として若年層の投票参加を促すとともに、より多くの県民が投票に参加する気持ちになるよう企画すること。

○ 注意事項

- ・ 若年層を主なターゲットとし、より予算を効果的、効率的に活用できるようにすること。
- ・ ポスターの発送、掲示依頼等に係る経費等も考慮して案を作成すること。

3 提出書類等

(1) 提出書類等

- ① 啓発企画書 11 部（うち 1 部は必ずカラー印刷で作成すること）
- ② 見積書 11 部（啓発企画書と一緒に編冊しても構わない）
- ③ 啓発ポスター案 各 1 部
- ④ 啓発CM案【絵コンテ等】 各 1 部

(2) 企画コンペ実施日（企画案提出日）

令和 7 年 4 月 25 日（金） 13:30

※ 当日はプレゼンテーションをお願いします。（1 社あたり、20 分程度（質疑時間 5 分を含む。））

※ 各社のプレゼンテーションを行う時間帯については、参加申込締め切り後、個別に通知します。

4 契約等

(1) 契約相手方決定予定日 令和 7 年 4 月 25 日（金）

契約の相手方については、市町村課内選定委員会において、最も啓発効果が高いと認められる企画案を提出した 1 社を相手方として決定する。採用、不採用は、電子メールで連絡する予定である。

(2) 契約までの流れ

選定委員会で決定した業者から見積書を徴する。予算の範囲内で契約を行う。

不調に終わった場合は、2 番目以降の業者から見積書を徴する。

5 その他

- (1) 企画案策定に要する経費は、各社の負担とする。
- (2) 今回の業務委託に係る著作権及び放送著作権は、全て鹿児島県に属する。
- (3) 各啓発事項に使用する文言や表現については、公の啓発物であることを十分に考慮した上で提案すること。（過去に広告等に用いて問題となった事例がないかなど、十分に確認すること。）

啓発業務委託に関する個別事項

1 ポスター（重点必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の表示
 - (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
 - (3) 主として若年層の印象度が高められるような内容
 - (4) 投票制度の周知（期日前投票制度等）
- 以上を盛り込んで図案を企画制作し、各関係機関・団体へ送付すること。
コンビニ、ファストフード店については、各店舗と交渉すること。
公共交通機関は、市電、市バス、鹿児島交通、南国交通の全てに依頼すること。

- | |
|---|
| ○B 3 版ポスター 3,500 枚程度（うち 500 枚は学校等配布）
※コンビニ、ファストフード店へは掲出可能店舗数
○B 2 版ポスター 2,500 枚程度
○路線バス用側面ポスター・市電用窓吊ポスター 500 枚程度 |
|---|

2 テレビスポット（CM）（重点必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の表示
 - (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
 - (3) 主として若年層の印象度が高められるような内容
 - (4) 投票制度の周知（期日前投票制度等）
- 以上を盛り込んで絵コンテ（ビデオ、DVD 可）で企画制作し、民放 4 社で効果的に放送すること。

3 ラジオスポット（必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の放送
 - (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
 - (3) 主として若年層の印象度が高められるような内容
 - (4) 投票制度の周知（期日前投票制度等）
- 以上を盛り込んで企画制作し、民放 1 社以上で放送すること。なお、放送時間は通通勤時間を中心とすること。

4 新聞等広告（必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の表示
 - (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
 - (3) 主として若年層の印象度が高められるような内容
 - (4) 投票制度の周知（期日前投票制度等）
- 以上を盛り込んで企画制作し、掲載すること。スペースは高さを 5 段程度とし、横幅は任意。

5 懸垂幕（準必須項目）

選挙名及び投票日の表示を盛り込んで企画作成し、鹿児島中央駅等集合施設に掲出すること。なお、集合施設側の承諾は受託業者で得ること。

- | |
|----------------|
| (参考) |
| ○アイムビル 0.9m×6m |
| ○山形屋 0.9m×9m |
| ○公社ビル 1.0m×9m |

6 広報用 CD、SD カード（必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の収録
 - (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
- 以上を盛り込んだ 3 種類（投票日用、投票日前日用、告示日～投票日前々日用）を企画制作し、県関係機関及び各市町村へ送付すること。なお、SD カードについては、県選挙管理委員会から貸し出したものに MP3 形式で保存すること。

7 電光ニュース（必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の表示
- (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
以上を盛り込んで企画制作し、本数は任意だが、効果的に放映すること。

8 インターネットによる啓発（重点必須項目）

インターネット媒体（動画広告、バナー広告等）を活用した啓発及び特設サイトの作成を行うこと。
バナー広告について、表示回数は、2,000万回以上を目安とする。

- ※ インターネット広告運用結果分析（各媒体の広告表示数・クリック数、性別割合・年代別割合等）を行うこと。
- ※ 特設サイトに係るサーバーは各社において確保すること。また、特設サイトの開設にあたっては、本県が発行するサブドメインを使用すること。その他、ホームページの開設・閉鎖については、本県広報課との事前協議が必要となるため、県選挙管理委員会事務局の指示に従うこと。

9 フォローアップ調査（必須項目）

- (1) 調査対象：県内在住の18歳～30歳代
- (2) 回答数：400人
- (3) 調査期間：投票日翌日から2週間以内
- (4) 調査方法：インターネット調査
- (5) 調査項目数：10問程度（調査内容については、契約後に協議の上、決定する。）
以上の条件を踏まえ、アンケート調査を実施すること。
なお、これらの条件を超える調査を実施することは差し支えない。

10 啓発資材（手に取りやすいもの）（必須項目）

- (1) 選挙名及び投票日の表示
 - (2) 投票、棄権防止の呼びかけ
以上を盛り込んで企画制作し、納品（5,000個）すること。
 - (3) 啓発資材の配布については、基本的には当事務局の職員等で行うが、街頭啓発を効果的に行うことが出来る場所の選定や実施場所との調整についても受託者において行うものとする。
- ※ 街頭啓発にて配布するため、手に取ってもらいやすいものを提案すること。

11 今回の啓発の目玉企画（重点必須項目）

今回委託契約する選挙啓発に係る目玉となる企画を提案していただきたい。

一過性のイベント等に留まること無く、告示日から投票日までを通して実施できるものが望ましい。

- ※ 今までの選挙啓発にとらわれる必要は全くありません。

第 27 回参議院議員通常選挙啓発業務委託仕様書（案）

1 目的

近年における選挙については、30 歳代までの若年層を中心に、低投票率の傾向にあり、第 27 回参議院議員通常選挙においても、同様の傾向が危惧される。

ついては、主として、18・19 歳を含む若年層の選挙への関心を高め、投票率向上に効果的な選挙啓発を企画し、広く県民に対し投票日の周知や棄権防止等と呼びかける。

特に、これまでの選挙啓発に係るフォローアップ調査の結果を踏まえ、若年層へ向けた啓発として効果的であると考えられる SNS 広告等に重点をおいた啓発を展開する。

2 啓発業務の種類及び内容

	啓発事業	種別	納入方法	サイズ	納入部数	備考
1	ポスター等による啓発	街頭掲示、スーパー等	作成・送付	B 3	B 3 3,500 枚程度	◎
		市町村配布等		B 2	B 2 2,500 枚程度	
		路線バス等窓吊り	作成・掲示	B 3 横	500 枚程度	
2	テレビスポットによる啓発	テレビ CM	作成・放映		4 社	◎
3	ラジオスポットによる啓発	ラジオ CM	作成・放送		1 社以上	○
4	新聞等による啓発	新聞広告	作成・掲載	5 段程度	1 社以上 3 日以上	○
5	懸垂幕による啓発	中央駅前及び天文館等	作成・掲出・撤去		2 箇所以上	△
6	広報用 CD・SD カードによる啓発	県出先機関用	作成・送付	MP 3 形式	CD・SD 必要枚数	○
		市町村用				
7	電光ニュースによる啓発	中央駅前及び天文館等	作成・放映		2 箇所以上	○
8	インターネットによる啓発	動画、バナー広告、 特設サイト	作成・放映 広報運営分析		・バナー広告等は推定表示回数 2,000 万回以上 ・特設サイトは、県が発行するサブドメインを使用して開設すること。	◎
9	フォローアップ調査	インターネット調査	調査・報告		10 問程度	◎
10	街頭啓発 啓発資材	手に取りやすい資材 を提案	作成・配布		2 箇所以上 5,000 個以上	◎
11	目玉企画					◎

※ 備考欄の「◎」は重点必須項目、「○」は必須項目、「△」は準必須項目を表している。準必須項目については、重点必須項目や必須項目に経費を振り分けるなどし、啓発効果をより高めることが可能である場合、必ずしも実施する必要はない。

3 権利について

委託業務に係る著作権、肖像権及び放送著作権は全て鹿児島県に帰属するものとする。

啓発事業スケジュール（モデルケース）：項目により若干の変更は可。

啓発事業の種類	以前	-20 6/30 月	-19 7/1 火	-18 7/2 水	7/3 公 示 日	-16 7/4 金	-15 7/5 土	-14 7/6 日	-13 7/7 月	-12 7/8 火	-11 7/9 水	-10 7/10 木	-9 7/11 木	-8 7/12 土	-7 7/13 日	-6 7/14 月	-5 7/15 火	-4 7/16 水	-3 7/17 木	-2 7/18 金	-1 7/19 土	7/20 投 票 日	備 考
文書					○																		官公署、事業所等に配布 JR 駅貼り等 路線バス、電車、JR、JR 駅
広告塔等					○																		中央駅前及び天文館等
					○																		中央駅前及び天文館等
マスコミ					○																		民放4社
					○																		民放1社以上
放送音声					○																○	○	1社以上、3日以上
					○																		官公署等
その他					○																		県関係機関、市町村用
																							文書依頼
					○																		動画広告 (YouTubeなど)、特設サイト、 バナー広告

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査選挙
啓発用ポスター配布計画

参考

作成枚数	B3(一般)	B2(一般)	合計
	3,600 枚	2,400 枚	6,000 枚

うちB3横500枚

配布先		箇所	B3(一般)		B2(一般)		備考
配布依頼(委託業者から配布)		971	3,478	各	2,177	各	納期(協議の中で後日報告)
県内企業	デパート/スーパー	6	126	-	126	-	・本部に持参または郵送し、掲示を依頼 ・()書きは店舗数+本部分α ・株式会社ニシムタ(40) ・株式会社山形屋(3) ・株式会社エコープ鹿児島(75) ・フレสบジョングルパーク管理事務所(3)(株式会社大和運営管理) ・イオン鹿児島ショッピングセンター(3) ・マルヤガーデンズ(2)
	公共 交通 機関	3	500				・鹿児島市交通局バス(95) ・鹿児島交通(285) ・南国交通(120)
金融 機関	銀行等	188	207	-			・JA142店舗 他。
	銀行等(本店)	5	260	-			・約束の上持参し、本店から支店等への配布を依頼 ・南日本銀行(60) ・鹿児島信用金庫(50) ・鹿児島相互信用金庫(65) ・鹿児島県信用漁業協同組合連合会(45) ・鹿児島県興業信用組合(40)
国の 機関	出先機関	119			119	1	・119機関
学校	高校等	106			318	3	高校、盲・聾学校、養護学校へ3部
	高専、大学、短大	14	28	2	28	2	・14校各2部
	専修学校	41	84	2	84	2	・43校各2部(原田学園ハイテク専門学校グループ校のみ各4枚)
関係 団体	経済団体	1	1	1			・鹿児島県経済同友会
		1	1	1			・社団法人鹿児島県銀行協会
		1	1	1			・鹿児島県商工会議所連合会
		1	1	1			・鹿児島県中小企業団体中央会
		1	1	1			・鹿児島県経営者協会
		1	1	1			・鹿児島県商工会連合会
	商工会議所、商工会	59			118	2	・11商工会議所、48商工会
その他	事業所	177	177	1			・県内企業等
	JR駅	7			14	2	・鹿児島、鹿児島中央、川内、阿久根、出水、指宿、国分
	デパート/スーパー	21	21	1			・川内山形屋、きりしま国分山形屋、 AZスーパーセンター(3)、マックスバリュ(11)、イオン(5)
		5	88	-			・本部に一括送付、()書きは店舗数+本部分α ・だいわ(35)、生協コープかごしま(20)、 山形屋ストア(20)、城山ストア(10)、ハルタ(3)
県・ 市町 村	市町村	43	1,746	-	1,266	-	内訳：別紙のとおり
	県	18	87	-	85	-	内訳：別紙のとおり(うち県選管各20部は在庫)
	県外郭団体	26	12	-	19	-	26団体
	県関係機関	127	136				内訳：別紙のとおり

配布先		箇所	B3		B2		備考
選挙管理委員会から配布		-	122		223		納期(協議の中で後日報告)
関係 機関	本庁各課等	95	-	-	95	-	・本庁各課、各種委員会、地方公営企業、教育庁各課、 庁舎管理者
	庁内(配布分)	4			16	-	・職員組合(2)、県職員生協(2)、県庁食堂(10)、2階喫茶店(2)
	青潮会	1	22	-			・22枚(R4.5.11から変更)
	公共掲示板	27			27	1	
	県庁内掲示板	2			2	1	
	在庫	-	100	-	83	-	

(注) 1 配布依頼分の納品日は協議の中で後日報告する。

2 配布依頼分には、発送文を同封すること。(発送文原稿は選挙管理委員会で作成、データにてお渡しします。)

県出先機関

↓官公庁名を宛名に入れないこと

件数	官公庁名	出先機関	郵便番号	住所	ポスター 一般向け (B3)	ポスター 一般向け (B2)	広報用CD (組)	広報用 SDカード(組)			備考
								合計	うち2GB	うち2GB以 外でも可	
1	鹿児島県庁	県選挙管理委員会(市町村課内)	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	20	20	1	1	1		
2	鹿児島県庁	大島支庁総務企画課	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	7	25	0	1		1	SDカードの容量は4GB まででお願いします
3	鹿児島県庁	熊毛支庁	891-3192	西之表市西之表7590	6	6	0	1		1	
4	鹿児島県庁	鹿児島地域振興局総務企画課	892-8520	鹿児島市小川町3-56	15	15	1	2	2		SDカードの容量は2GB まででお願いします。
5	鹿児島県庁	南薩地域振興局総務企画課	897-0031	南さつま市加世田東本町8-13	4	4	3	0			
6	鹿児島県庁	北薩地域振興局総務企画課	895-8501	薩摩川内市神田町1-22	4	7	2	0			
7	鹿児島県庁	始良・伊佐地域振興局総務企画課	899-5212	始良市加治木町諏訪町12	22	19	0	2	2		
8	鹿児島県庁	大隅地域振興局総務企画課	893-0011	鹿屋市打馬二丁目16-6	17	17	1	1	1		
9	鹿児島県庁	大隅地域振興局普於庁舎(普於畑かんセンター)	899-8102	普於市大隅町岩川5677	2	2	0	0			
10	鹿児島県庁	大島支庁瀬戸内事務所	894-1506	大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	1	3	1	0			
11	鹿児島県庁	大島支庁喜界事務所	891-6201	大島郡喜界町赤連2901-14	0	5	0	1		1	
12	鹿児島県庁	大島支庁徳之島事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津7216	2	2	1	0			
13	鹿児島県庁	大島支庁沖永良部事務所	891-9111	大島郡和泊町手々知名134-1	3	0	1	0			
14	鹿児島県庁	南薩地域振興局保健福祉環境部指宿支所	891-0403	指宿市十二町301	0	1	0	0			
15	鹿児島県庁	鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課	899-2501	日置市伊集院町下谷口1960-1	0	3	0	0			
16	鹿児島県庁	北薩地域振興局保健福祉環境部出水支所	899-0202	出水市昭和町18-18	0	1	0	0			
17	鹿児島県庁	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部大口支所	895-2511	伊佐市大口里53-1	5	3	1	0			
18	鹿児島県庁	熊毛支庁屋久島事務所	891-4311	熊毛郡屋久島町安房650	3	3	0	0			
					111	136	12	9	6	3	

参考

R6. 10. 27衆議院議員総選挙 啓発物資一覧（市町村分：委託業者から配布）

	市町村名			啓発用ポスター		広報用		
				B 3 版	B 2 版	C D 枚数	S D 枚数	
							2 G B まで	2 G B 以上
1	鹿児島市	892-8677	鹿児島市山下町 1 1 - 1	200	100	1		8
2	鹿屋市	893-8501	鹿屋市共栄町 2 0 番 1 号	50	50			
3	枕崎市	898-8501	枕崎市千代田町27番地	50	20		2	
4	阿久根市	899-1696	阿久根市鶴見町200番地	20	40	2		3
5	出水市	899-0292	出水市緑町 1 番 3 号	15	5	1	1	
6	指宿市	891-0497	指宿市十町 2 4 2 4 番地	50	50	2		
7	西之表市	891-3193	西之表市西之表7612番地	15	3			2
8	垂水市	891-2192	垂水市上町 1 1 4	60	5	1		1
9	薩摩川内市	895-8650	薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号	70	70	7		
10	日置市	899-2592	日置市伊集院町郡一丁目100番地	150	50			
11	曾於市	899-8692	曾於市末吉町二之方1980番地	30	30			3
12	霧島市	899-5192	霧島市国分中央三丁目45番 1 号	250	250	7	7	
13	いちき串木野市	899-2192	いちき串木野市湊町1丁目1番地	20	100	1		1
14	南さつま市	897-8501	南さつま市加世田川畑 2 6 4 8	50	80	5		
15	志布志市	899-7492	志布志市有明町野井倉1756番地	50	50			2
16	奄美市	894-8555	奄美市名瀬幸町 2 5 番 8 号	100	6		4	
17	南九州市	897-0392	南九州市知覧町郡6204番地	50	80			3
18	伊佐市	895-2511	伊佐市大口里 1 8 8 8 番地	50	50			2
19	始良市	899-5492	始良市宮島町 2 5 番地	30	10	1		
20	三島村	892-0821	鹿児島市名山町12番18号	10	5	1		
21	十島村	892-0822	鹿児島市泉町14番15号			1		
22	さつま町	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1 5 6 5 番地 2	50	50	1	1	1
23	長島町	899-1498	出水郡長島町鷹巣 1 8 7 5 番地 1	4	2			1
24	湧水町	899-6292	始良郡湧水町木場 2 2 2 番地	5	5	1		
25	大崎町	899-7305	曾於郡大崎町仮宿 1 0 2 9 番地	20	20	1	2	
26	東串良町	893-1693	肝属郡東串良町川西1543番地	10	5			1
27	錦江町	893-2392	肝属郡錦江町城元963	2	2	1		1
28	南大隅町	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	4	4	1		1
29	肝付町	893-1207	肝属郡肝付町新富98番地	3		1		
30	中種子町	891-3692	熊毛郡中種子町野間 5 1 8 6 番地	20	20	1		
31	南種子町	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	70	20	1	2	
32	屋久島町	891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20	40	5		2	
33	大和村	894-3192	大島郡大和村大和浜100番地	30		1		
34	宇検村	894-3392	大島郡宇検村湯湾 9 1 5	14	3			1
35	瀬戸内町	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	70	20			1
36	龍郷町	894-0192	大島郡龍郷町浦 1 1 0	23		1		
37	喜界町	891-6292	大島郡喜界町湾1746	5	2	1		
38	徳之島町	891-7192	大島郡徳之島町亀津 7 2 0 3 番地	5	3	1		
39	天城町	891-7692	大島郡天城町平土野 2 6 9 1 - 1	11	11	1		1
40	伊仙町	891-8293	大島郡伊仙町1842	5	5	1		
41	和泊町	891-9192	大島郡和泊町和泊10番地 和泊町役場内	0	30	1		1
42	知名町	891-9295	大島郡知名町大字知名1100番地	30		1		
43	与論町	891-9301	大島郡与論町茶花1418-1	5	5	1		1
市計				1, 310	1, 049	28	14	25
町村計				436	217	19	7	10
合計				1, 746	1, 266	47	21	35

第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月）における若者意識調査（概要）

R6.10 県選挙管理委員会

1 調査目的

令和6年10月に執行された衆議院議員総選挙の投票行動と選挙啓発の認知や評価を把握し、今後の若い世代に向けた投票率向上の選挙啓発施策立案のための基礎資料とする。

2 調査手法等

- ・ 調査手法：インターネット調査
- ・ 調査対象：18～39歳の男女
- ・ サンプル数：400サンプル
- ・ 調査期間：令和6年10月～11月

3 調査結果

（1）投票に行ったか否か

行った	行かなかった	無回答
53.9%	38.2%	7.9%

（2）投票に行かなかった理由

仕事や用事で行けなかったから	43.1%
政治や選挙に関心がないから	23.3%
誰に投票しても政治や生活は変わらないと思ったから	18.8%
投票したいと思える候補者がいなかったから	15.3%
誰に投票したら良いか分からなかったから	10.9%
住民票を移していないから	9.0%
投票所の場所が不便だったから	4.8%
どのように投票するか知らなかったから	3.9%
その他	2.6%
投票があることを知らなかったから	0%

（3）選挙啓発の手法について

- ・ 県選管が行った選挙啓発の認知としては、認知度が高い順に「啓発ポスター」（38.2%）、「テレビCM・テレビ番組での告知」（25.5%）、「広報車による呼び掛け」（17.3%）、「選挙公報」（11.3%）と続く。
- ・ 若年層の投票率向上のための選挙啓発について何が効果的か尋ねたところ、意見が多かった順に、「各種SNS（65.2%）」、「テレビCM・テレビ番組（30.3%）」、「ポスター（20.5%）」となった。
- ・ 選挙啓発の内容について、どのような内容であれば若者が選挙に興味関心を持つと思うか尋ねたところ、意見が多かった順に『「ユーモア等も交え、関心を引くような内容」で選挙に行くことの大切さを「問いかける」ようなもの（44.3%）」、「有名人や人気のキャラクター等を起用する（31.4%）」、「真面目な内容」で選挙に行くことの大切さをストレートに呼び掛けるようなもの（20.4%）」となった。

4 調査まとめ

- ・ 投票しなかった理由として「仕事や用事で行けなかったから」が最も多くなっており、期日前投票等についてより一層周知していく必要がある。
- ・ 今後は、若年層の投票率向上に効果的であるという意見が多かった「各種SNS」、「テレビCM・テレビ番組」、「ポスター」による選挙啓発は引き続き力を入れるとともに、引き続きSNSやネットの活用については、更に工夫を凝らし、若年層が政治や選挙に関心が持てるように工夫し啓発を行っていく必要がある。
- ・ 啓発の内容については、ユーモアを交えた方が良いとの意見が最も多かったことから、公的な啓発であることを踏まえつつ、親しみやすい啓発内容とすることが必要である。